デジタル・ガバメント技術検討会議について

平 成 29 年 7 月 7 日 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議議長決定

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議について(平成14年9月18日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定)第4項の規定に基づき、情報システムの適切な運用管理及びこれと一体となった業務改革等のより一層の推進に資するよう、デジタル・ガバメントの推進に係る技術的かつ専門的な検討等を行うため、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(以下「CIO連絡会議」という。)に、次のとおり、政府CIO補佐官(「CIO補佐官プール制の導入について」平成25年1月9日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき配置された補佐官をいう。以下同じ。)等から構成されるデジタル・ガバメント技術検討会議(以下「会議」という。)を置く。

1 職務

会議は、デジタル・ガバメントに関する分野の推進における技術的、横断的な内容について、調査又は審議し、その結論をCIO連絡会議に提案する。

2 構成

- ① 会議は、別紙の政府CIO補佐官の代表者から構成する。
- ② 必要に応じ、オブザーバーを追加するときは、議長が決するところによる。

3 議長及び議長代理

- ① 会議に、議長及び議長代理を置く。
- ② 議長は、構成員の互選により選任し、会務を整理し、議事を取りまとめる。
- ③ 議長代理は、議長が指名し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 タスクフォース

- ① 会議に、個別内容について、集中的に検討を行うため、議長が決するところにより、タスクフォース(以下「TF」という。)を置くことができる。
- ② TFに、主査及び副主査を置く。
- ③ TFの主査及び副主査は、議長が指名する者とする。
- ④ TFのメンバーは、7名以内とし、主査及び副主査が議長と議長代理と協議の上、選定する。メンバーを変更するときも同様とする。

- ⑤ TFは、必要に応じ、有識者を招へいすることができる。
- ⑥ TFのメンバーの闊達な議論がなされるよう、審議は原則非公表とする。
- ⑦ TFにおいて、成案を得るときは、予め、他の政府CIO補佐官の意見を 求めるものとする。

5 運営

- ① 会議の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室において処理する。
- ② 本決定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項及びTF間の調整事項については議長が、TFの運営に関し必要な事項についてはそれぞれのTFの主査が定める。

構成員

IT総合戦略室担当 内閣官房担当 番号制度推進室担当 内閣法制局担当 内閣府担当 宮内庁担当 公正取引委員会担当 個人情報保護委員会担当 金融庁担当 消費者庁担当 復興庁担当 総務省担当 法務省担当 外務省担当 財務省担当 文部科学省担当 厚生労働省担当 農林水産省担当 経済産業省担当 国土交通省担当

環境省担当